

東京：殷勇基（いん・ゆうき／ウン・ヨンギ）会員
(1996年弁護士登録)

大阪生まれ。東京弁護士会・外国人の権利に関する委員会委員。日弁連人権擁護委員会・日韓弁護士会戦後処理問題共同行動特別部会特別委嘱委員。検察審査会の審査補助員を担当。

岡山：吳裕麻（おー・ゆうま）会員
(2008年弁護士登録)

東京都調布市に生まれ育つ。2008年に岡山弁護士会に登録後、障がい者関連弁護団訴訟、インターネット被害対策等に力を注ぐ。2013年に倉敷市で独立開業。

弁護士会でも刑事委員会、人権擁護委員会、消費者被害救済センター運営委員会の活動に取り組んでいる。

大阪：金喜朝（きん・よしども）会員
(1993年弁護士登録)

大阪市で出生、大阪・東京で育つ。1993年に大阪弁護士会に登録、2010年に現在の事務所を開設し、現在、弁護士3名、社労士1名で事務所を運営する。弁護士会活動では人権擁護委員会に所属し、医療と人権、外国人の人権などの問題に関わる。

大阪：崔信義（さい・のぶよし）会員
(1991年弁護士登録)

登録後、3年間韓国ソウルに留学。仙台弁護士会にて独立開業。東北大学で医療法を研究し、2004年、Ph.D.取得。2012年に大阪弁護士会登録。現在、日弁連国際人権問題委員会、自由権規約個人通報制度等実現委員会等の活動に力を注いでいる。

兵庫県：白承豪（はく・しょうごう）会員
(1993年弁護士登録)

ソウルに生まれ、1974年来日。沖縄で中学校1年生から日本語を学び始める。1985年に琉球大学を卒業し、28歳で司法試験に合格。1993年大阪弁護士会登録。1996年に兵庫県弁護士会に登録変更。2003年兵庫県弁護士会副会長、人権擁護委員長等の要職を務める。

兵庫県：梁英子（やん・よんじや）会員
(1993年弁護士登録)

東京都生まれ、大阪で育つ。1993年に神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）登録。1999年に現在の事務所を開設。DV・家事事件を主な取り扱い分野とし、2006年から県嘱託のDV法律相談担当員を務める。兵庫県及び神戸市の各種審議会委員や職員向け研修の講師を複数担当するほか、神戸大学法科大学院の法曹実務教授も務めた。

外国籍だと 調停委員 (司法委員・参与員) になれないの?



現在、多くの弁護士が弁護士会からの推薦を受けて調停委員・司法委員・参与員など、裁判所での仕事に就き、活躍しています。

しかし外国籍の弁護士は、法律上の要件を充たしても、最高裁から採用を拒否されています。みなさんは、このような現状をご存知でしょうか。

2003年、兵庫県弁護士会は、同会所属の梁英子弁護士を家事調停委員として神戸家庭裁判所に推薦しました。ところが、裁判所は梁弁護士が韓国籍であるということだけで採用を拒否しました。

その後も、2006年3月に仙台弁護士会が同じく韓国籍の崔信義弁護士を家庭裁判所の調停委員に推薦しましたが、同じように採用が拒否されました。以来、東京、第二東京、京都、大阪、岡山の各弁護士会からも外国人会員の推薦があり、毎年のように外国籍の調停委員・司法委員・参与員（以下「調停委員等」といいます。）を推薦してきましたが、最高裁は毎回、日本国籍がないことを理由に採用を拒否しています（末尾の「これまで採用を拒否された弁護士の横顔」をご参照ください）。

外国籍の候補者の人たちは、その能力や人柄が調停委員等に相応しいとされて、各所属弁護士会の推薦委員会の決定を経たうえで推薦されています。

日本国籍がないというだけで、どうして調停委員等になれないのでしょうか。



調停委員ってどんな仕事？

民事のもめ事や、家族間のもめ事を、両方の当事者の間に入って、両方の言い分に真摯に耳を傾け、その主張を整理しながら両方の言い分を調整して、合意形成に努力する仕事です。

裁判所から選任される非常勤の公務員で、弁護士業務のなかでは、公益的活動のひとつと言えます。

両当事者の話に公平に耳を傾けるという公正さと、人々の様々な悩みを理解できる人生経験が必要とされています。

遺産相続の問題などには弁護士としての法的知識が役立ちます。



司法委員・参与員ってどんな仕事？

司法委員は、簡易裁判所での民事訴訟で和解や審理などに立ち会い、豊富な社会経験に基づいて裁判官に参考となる意見を述べたり、裁判官とともに当事者への説明や調整にあたったりします。

参与員は、家庭裁判所での離婚訴訟の尋問や和解などに立ち会い、率直な意見を裁判官に述べて紛争を解決に導く仕事です。

司法委員や参与員の意見はあくまで参考意見なので、最終的には裁判官が判断します。いずれも裁判所により選任される非常勤の公務員という点で、調停委員と同じです。

当然の法理ってなに？

一定の公務員には、法律で、日本国籍を要すると明記されています。

日本国民に対し、権力を行使する者は、日本国民であるべきだというのが、その主な理由です。

しかし、調停委員等の資格については、日本国籍を有する人に限るとの規定はありません。

調停委員という仕事は、「調停」という語が示すとおり、何かを命令したり、独立して何かを決定する仕事ではありません。ですから、調停委員は権力を行使する者とは言えません。このことは、司法委員・参与員も同じです。

国際社会は、 この問題をどうみている？

日弁連は、調停委員等の問題について、国際人権条約（自由権規約、社会権規約、人種差別撤廃条約）に反する違法があるとして、その是正を求めるようこれを審査する国連の委員会に意見書を提出しました。

これを受けた国連人種差別撤廃委員会は、2010年3月9日と2014年8月29日の2度にわたり、「日本国籍を持たない者は、資質があるにもかかわらず調停委員として調停処理に参加できないという事実に懸念を表明」し、「調停処理を行う候補者として推薦された能力のある日本国籍を持たない者が家庭裁判所で活動できるように、締約国の立場を見直すことを勧告」しています。

現在の最高裁の方針に、国際社会も懸念を抱き、見直しを勧告しているのです。

こういうところにも 外国籍の人々が…

外国籍の教員が国公立大学の教授となり、学長等の管理職に就任している例があります。

また、検察官が起訴しなかった事件を強制起訴するかどうかを決める検察審査会の審査補助員（検察審査会が弁護士の中から任命）や、刑務所の収容者の不満を聞き施設に必要な意見を述べる視察委員（法務大臣が任命）にも外国籍弁護士が就任しています。罪を犯した人々の改善更生を助け、仮釈放された人々の援助や監督の仕事もする保護司（法務大臣が任命）にも外国籍の人々がいます。

調停委員等について、各弁護士会から最高裁に推薦された外国籍の人々は、日本社会に定着し日本の弁護士資格を持っているにもかかわらず、日本国籍がないというだけで採用されない状態が続いています。

かつては外国籍弁護士も 調停委員として活躍

実は、最高裁は1974年から1988年まで日本国籍のない中国（台湾）籍の大坂弁護士会会員を民事調停

ところが最高裁判所は、たとえ法律には書いていなくとも、調停委員等は公権力の行使もしくは重要な施策に関する決定をし、決定に参画する国家公務員であるから、日本国籍を有する者に限ると言うのです。これは「当然の法理」などといわれていますが、これではだめだからだめだと言っているのと同じで、全く説得力がありません。

帰化すれば問題解決？

採用拒否された外国籍弁護士のほとんどは、日本で生まれ、日本で教育を受けており、日本語や日本の文化を十分理解していますし、日本の司法試験に合格して2年の修習も終えています。

いっそ日本に帰化すればいいのではと言う人もいます。

しかし、それは差別される人に原因があるという考え方で、男女差別を受ける女性に、男になれば差別されないと変わらないのではないかでしょうか。

いじめられている子に、いじめられるのはいじめられる理由があるからだというのと同じではないでしょうか。

そういう考え方では、結局、差別やいじめを肯定することにならないでしょうか。

ヨーロッパ人権裁判所の大法廷判決（アンドレイエヴァ対ラトビア事件 2009年2月18日）は、ラトビアで国籍のない永住外国人への社会保障が問題となつた事件で、次のように述べています。

「ヨーロッパ人権条約14条に掲げられた差別の禁止は、具体的なそれぞれの事案において、……申立人の個人的状況がそのまで考慮に入れられてのみ、意味あるものになる。」

そうではなく、問題となっている要素のいずれかを変えることによって—例えば、国籍を取得することによって—差別を避けられたであろうという理由で、被害者の主張を退ける方法を取ることは、14条を実体のないものにするであろう。」



委員に採用し、大阪地裁は、この弁護士の永年の功績に対し表彰状を授与しています。このような先例もあるのに、最高裁はなぜ採用を拒否し続けているのでしょうか。

調停は、市民の司法参加制度であり、調停委員と、これを利用する人が同じ基盤に立つ市民であるということがその要です。だからこそ、身近な紛争解決手段として有効に機能しているといえます。

のことからすれば、現在、日本には200万人を超える外国籍の人々、50万人を超える日本に帰化した人々や、国際結婚のカップルの子どもなど、外国にルーツのある人々が多数暮らしている現実をふまえる必要があります。

日本はすでに、50人に1人の割合で外国籍および外国にルーツのある人々が住む多民族・多文化社会です。

暮らしに身近であるべき調停制度の運用に、外国籍の人も平等に参画することは、日本社会が真に多民族・多文化共生社会となるために必要なことなのです。



● 外国籍だと 司法修習生になれなかつた?

弁護士の卵である司法修習生（身分は国家公務員）についても、最高裁は永らく外国籍の司法試験合格者の採用を拒否してきました。

現行の司法修習制度が開始された1947年当初、国籍条項は存在しませんでしたが、最高裁は、1955年、外国籍を有する司法試験合格者の採用申込を拒否しました。

そして1957年には選考公告に国籍条項を設けたため、以後の外国籍の司法試験合格者は、帰化したうえで司法修習生になるほかありませんでした。

1976年、韓国籍で協定永住者の司法試験合格者が国籍を変えないまでの採用を請願し、支援団体の活動により、この請願が広く報道されました。

1977年、最高裁は、この合格者につき「特例として」司法修習生の採用を認め、その後は外国籍の合格者を「特例」として採用するようになりました。

司法修習生の国籍条項そのものが撤廃されたのは、2009年でした。

現在は、日本の司法試験に合格すれば外国人も当然に司法修習生として採用されるようになっています。

司法修習生については、特例が認められてから国籍条項そのものが撤廃されるまで、33年もの年月を要しましたが、調停委員等の問題もこのように長くかかって改善されるようでは、国際潮流からはるかに遅れた司法であるといわざるをえません。



回 これまで採用を拒否された弁護士の横顔 回

京都：李載浩（い・ちぇーほ）会員
(1998年弁護士登録)

京都市に生まれ育つ。1998年に大阪弁護士会に登録、その後、2004年に京都弁護士会へ登録替えをして独立開業。その後、同期の弁護士と共同事務所を開設し、若手弁護士も積極的に採用し現在は8人の事務所に。

弁護士会活動でも司法修習委員会に所属し、次世代法曹の養成にも関わる。

大阪：林範夫（いむ・ほんぶ）会員
(1994年弁護士登録)

三重県上野市に生まれ育つ。1994年4月に大阪弁護士会に登録した直後、1996年3月までソウル留学。韓国語の習得と韓国親族相続法の研鑽を積む。2001年1月に一心法律事務所を開設。韓国語を使っての訴訟・法務相談、日韓の親族相続法に特色のある弁護士活動を行なう。特定非営利活動法人コリアNGOセンターの共同代表を務める。